

## 静岡県公安委員会規則第9号

運転免許取得時講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月8日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

運転免許取得時講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則

運転免許取得時講習の実施等に関する規則（平成6年静岡県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(講習終了証明書の交付)</p> <p><b>第10条</b> 受託機関は、取得時講習を終了した者からの申出により、規則<u>第38条第16項</u>に規定する大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、準中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、応急救護処置講習（一）終了証明書、応急救護処置講習（二）終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書又は普通旅客車講習終了証明書を交付するものとする。</p>	<p>(講習終了証明書の交付)</p> <p><b>第10条</b> 受託機関は、取得時講習を終了した者からの申出により、規則<u>第38条第17項</u>に規定する大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、準中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、応急救護処置講習（一）終了証明書、応急救護処置講習（二）終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書又は普通旅客車講習終了証明書を交付するものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。